

田中萬年

『働くための学習—「教育基本法」ではなく「学習基本法」を』

(学文社、2007年10月)

聖学院大学 大高研道

近年、職業訓練・教育の重要性は、日本的雇用システムの転換を背景として深刻化する若者自立問題を筆頭に多面的な領域において叫ばれている。それらは、学校と分断された職業教育や学卒者に対する公的職業訓練機会が限定されている実情に鑑み、如何にして国民に職業訓練・教育を公的に保障するか、その充実と拡大の方途を模索する試みとして多様な展開をみせている。「働く人の

職業能力開発」を専門とする筆者は、長年、このテーマに正面から取り組んできた代表的な研究者の1人であり、職業と学びにかかわる論考を精力的に世に送り出してきた。

評者がこの著書を手にした当初は、「働くための学習」についての具体的な提言を学校教育・社会教育を含めた観点から論じるものと考えていた。しかし、読み進めていくと、その予想は大き

く外れ、労働世界とは切り離されて発展してきた戦後のわが国の教育システムの根底にある問題、つまり本質的なところで「働くこと」と「学ぶこと」を結びつけることができない要因の究明に主要な問題関心があることが明らかになっていく。

職業・労働にかかわる教育の世界的動向とわが国の特異性を示した第1部「キョウイクを探求する世界の動向」、日本国憲法を前提とした教育権論批判を展開する第2部「教育問題の基本的課題」、そして、教育改革にむけた新しい視点の提示を試みた第3部「改革の視座と方略」の3部構成から成る本書の中心テーマは、「職業・労働権を無視した教育および教育権論」批判であり、その核となるのが、問題の根源は「教育」という言葉そのものに内在するという認識である。その主張は明瞭であり、そこからは、職業と教育を一体的に論じようと試みてきた筆者の強い思いを感じとることができる。

他方で、本書が取り扱う検討項目は極めて多岐に渡っており、それゆえ、憲法、訳語や概念・言葉の理解など、その解釈には議論が分かれる点も多い。中でも、おそらく筆者自身も想定しているであろう、「教育」（という言葉）の使用停止を提言する部分は、本書に通底するテーマでもあるため言及を避けることはできないと思われる。以下、この点を中心に述べてみたい。

第1に、議論の出発点となる“Education”理解について。筆者は、“Education”を「教育」と訳すことに疑問を呈し、「能力開発」とする方が正しいと指摘する。たしかに、戦前の臣民観を引き継ぐ「教育」理解からすれば、そこには能力開発、あるいは形成といった観点が欠けていると言えなくもないが、やはり、「教育」とは異なる概念としての“Education”に注目するのであれば、どのように訳される（べき）かだけを問題とするのではなく、その概念自体の検討も必要であるように思われる。加えて、「教育」に代わる言葉として「エルゴナジー Ergonagy」（職能形成学）を提起しているが、そもそも筆者がモデルとした（職業能力開発という意味が含まれる）“Education”とは何

が違うのか。「結局、「職能形成学」を形成するといっても、これまで実践されてきたことや、試みられてきた職業能力開発に関する議論を変える必要があるわけではない」（289頁）のであれば、新しい言葉を提言することの実践的意義はどこにあるのか、疑問に思った。

第2に、上記とかかわるが、筆者の「教育」理解について。「教育」の言葉が「人々を管理するおそれがある」（226頁）、「教育は、「上から下」という方向性しかもっていませんね」（239頁：永六輔氏の発言の引用）等、本書の各所で散見される「教育」の受動的・体制的な性格については、評者も完全に否定する立場にはいない。憲法制定過程の考察を通じて「教育」という言葉はより以上に戦争に荷担した言葉」（281頁）という指摘も、その歴史観はある程度理解できる。しかし、これらの反省に立って戦後の教育が再構築されたことをどう考えるか。旧教育基本法第2条の条文解釈の際、宮原誠一が「この2条もまた歴史的に読み取られねばならない」（『宮原誠一教育論集』第1巻、国土社、1976、86頁）と指摘した言葉の重みを、どのように受け止めたらよいのであろうか。

第3に、教育と学習の関係性について。筆者は「教育」と「学習」は互いになじまない概念とした上で「学習基本法」を提起するが、勝田守一の定義「教育とは学習の指導である」や、宮原誠一の教育再分肢論（形成と教育の区別と関連）にも顕著に見られるように、相互教育による相互主体性の確立という観点をも含めて、これまで考えられてきた教育と学習、形成は不可分な関係にあるという理解に対して何を提示し得るか。換言すれば、教育の意図性を完全に排除した「学習」とは如何にして生起するのであろうか。

総じて、労働と教育の断絶という課題に対して、教育にかかわる制度的枠組みではなく、法解釈上の「教育」という用語自体を問題化するところに本書の最大の特徴があると言えるが、その際に問われるのは、新しい言葉とともに具体的に何が変わるのか/構築できるのかという点であろう。「教育」の言葉の否定は、教育そのものの否定につな

がり、そのことは、体制的な性格を意識しつつ教育実践に内在する矛盾や緊張関係を受け止め、その内実と展開過程の解明を通して新たな展望を切り開く可能性を自ら閉ざしてしまうことにもなりかねない。憲法解釈に限定されない、これらの教育学の蓄積をも射程に入れた批判的・創造的な検討を今後の研究に期待したい。

とはいえ、戦後教育改革以降の「教育」をめぐ

って再検討すべき課題をリアルに描き出した問題提起の書と捉えると、広範にわたる知識・経験と考察に支えられた意欲的な作品であり、「戦後教育学に対する新たな視座からの批判の書」(3頁)という本書の目的は十分に達せられているものと思われる。筆者の提言を受け止め、個別の課題についての実践的理論の精緻化と体系化は我々に投げかけられた大きな宿題である。

日本社会教育学会紀要 No.44

2008年6月2日印刷発行

発行者 日本社会教育学会

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学教育学部内

電話 090-3875-5096

振替 00150-1-87773

印刷所 タチカワ印刷

〒201-0005 東京都狛江市岩戸南1-5-12

電話 03-3408-5279
